

ろう 盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について

昭和63年10月24日

教育課程審議会特殊教育部会

前 文

本部会は、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について、心身に障害のある幼児児童生徒の人間としての調和のとれた人格形成を目指すとともに、その心身の障害の状態を改善・克服し、可能な限り社会参加・自立の達成を図るという観点に立って審議を行った。審議を進めるに当たっては、時代の進展や盲学校、聾学校及び養護学校の現状、これまでの教育課程実施の経験等を考慮するとともに、臨時教育審議会の答申や教育課程審議会の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善についての答申を踏まえるよう配慮した。

今回の教育課程の基準の改善に当たっては、従来の改善の趣旨を踏まえつつ、心身に障害のある幼児児童生徒が、心身の障害の種類・程度や発達段階に

応じて適切な教育が受けられるようにすることを基本として、学校教育においてその能力を最大限に引き出し、伸長するとともに、障害者に対する社会の正しい理解と認識を深めることにより、社会参加・自立の一層の促進が図られるようにすることが重要であると考えた。

このような考え方に基づき、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準については、次のように改善する必要がある。

なお、本部会は、教育課程の基準の改善に当たって、特殊学級、教科書、教員の養成と現職研修、交流教育、障害者理解の教育の改善、充実を図ることや、医療、福祉等の関係機関並びに家庭教育及び社会教育との連携を深めることが重要であるということに留意して審議を行った。

I. 教育課程の基準の改善の方針

1. 教育課程の基準の改善のねらい

今回の教育課程の基準の改善のねらいは、もとより、さきに教育課程審議会が幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善のねらいとして示した、

豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を図ること

自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること

国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること

国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重す

る態度の育成を重視すること

の達成を目指すものであるが、さらには、障害者を取り巻く社会環境の変化や幼児児童生徒の心身の障害の多様化に対応するため、心身に障害のある幼児児童生徒に対し、障害の状態及び能力・適性等に応じる教育を一層進めて、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間を育成しようとするものである。そのため、特に、次の諸点について改善を行う必要がある。

(1) 幼稚部の教育課程の基準を示すこと

幼稚部の教育課程については、現在、幼稚園教育要領を準用することとされているが、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部から高等部までの調和と統一のある教育を進める観点及び心身に障害のある幼児に対する早期教育の必要性を重視する立場から、幼稚園教育要領の改訂の趣旨を取り入れ、新たに幼稚部の教育課程の基準を示す必要がある。

(2) 児童生徒の心身の障害の状態に応じた指導の一層の充実を図ること

障害の重度・重複化等児童生徒の心身の障害の多様化に対応するため、障害の種類と程度に応じた教育の一層の充実を図る必要がある。このため、学校の種別ごとに、各教科の配慮事項等の示し方を改善するとともに、養護・訓練については、これまでの実施の経験を踏まえ、内容等について再編成を行う必要がある。

(3) 高等部における職業教育の充実を図ること

高等部における職業教育については、これまでの実施の経験や社会情勢の変化等を踏まえ、時代の要請に対応した教育内容の充実や新たな学科の設置を図り、心身に障害のある生徒の社会参加・自立の一層の推進を図る必要がある。

2. 教育課程の編成

(1) 教育課程の領域

小学部、中学部及び高等部の教育課程の領域については、現行どおりとするのが適当である。

(2) 各教科・科目の編成等

幼稚部の教育課程の編成等

幼稚部における教育の基本は、幼稚園と同様とし、教育目標は、幼稚園教育の目標に「幼児の心身の障害に基づく種々の困難を克服するために必要な態度、習慣等を養うこと。」を加えたものとするのが適当である。教育課程の編成については、改訂後の幼稚園教育要領に示される「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域のほかに、「養護・訓練」の領域を加えて6領域とするのが適当である。「養護・訓練」のねらいは、小学部の「養護・訓練」の目標に準じたものとする。

小学部における各教科の編成等

盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部の中学年及び高学年並びに精神薄弱者を教育する養護学校の小学部の各教科の編成については、現行どおりとするが、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部の低学年については、小学校の低学年と同様に、新教科として生活科を設定し、これに伴い、低学年の社会科及び理科は廃止することとし、他の教科については、現行どおりとするのが適当である。

なお、精神薄弱者を教育する養護学校の小学部の生活科の目標・内容については、小学校の生活科の目標・内容との関連に留意しつつ、児童の心身の障害の状態や発達段階を考慮して改善を図る。

中学部における各教科の編成

盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の中学部における各教科の編成については、必修教科については現行どおりとし、選択教科については、中学校と同様の改善を図ることとし、精神薄弱者を教育する養護学校の中学部における各教科の編成については、現行どおりとするのが適当である。

高等部における各教科・科目の編成等

ア．盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校における各教科・科目の編成、標準単位数等については、技術革新の進展や経済社会の変化等に対応する観点から、職業に関する科目の構成について必要な見直しを行

うほか、高等学校と同様の改善を図るのが適当である。

イ．精神薄弱者を教育する養護学校における各教科の編成については、生徒の心身の障害の多様化に対応するため、教育課程の類型を設けて指導できるようにするとともに、職業教育の充実を図るため、職業に関する家庭、農業、工業等の教科の設置を図ることとし、その他については、現行どおりとするのが適当である。

教育課程の編成の特例

重複障害者、訪問教育対象者等にかかわる教育課程の編成の特例については、現行どおりとするのが適当である。

3．授業時数等

幼稚部、小学部、中学部及び高等部の授業時数等については、それぞれ以下に述べるようにするのが適当である。

なお、学校週5日制の問題については、心身に障害のある幼児児童生徒の学校内外における生活に十分配慮しながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様に、漸進的に導入する方向で検討するのが適当である。

(1) 幼稚部の教育時間等

幼稚部の教育時間等については、幼稚園に準ずることとするが、幼児の心身の障害の状態等を考慮し、教育時間等が負担過重とならないよう配慮する。

(2) 小学部の授業時数

小学部の授業時数については、現行どおりとする。

(3) 中学部の授業時数

中学部の授業時数については、現行どおりとする。

(4) 高等部の卒業に必要な各教科・科目の修得総単位数及び授業時数

盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の高等部の卒業に必要な各教科

・科目の修得総単位数及び専門教育を主とする学科における専門教育に関する各教科・科目の必修単位数については、現行どおりとする。なお、特別活動の授業時数については、高等学校と同様の改善を図る。

精神薄弱者を教育する養護学校の高等部における総授業時数及び卒業に必要な授業時数については、現行どおりとする。ただし、職業教育を主とする学科における卒業までに履修させる職業に関する教科の授業時数は、原則として1,050単位時間を下らないものとする。

養護・訓練の授業時数については、現行どおりとする。

(5) 小学部、中学部及び高等部の授業の1単位時間の取扱い

小学部、中学部及び高等部の授業の1単位時間については、一層弾力的に運用できるようにする。

4．各教科・科目等の内容

幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各教科・科目等の内容については、次のように設定又は改善するのが適当である。

〔幼稚部〕

ア．幼稚部の「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域のねらい、内容及び留意事項については、幼稚園に準ずることとするが、幼児の心身の障害に応じた適切な指導が行われるよう、学校の種別ごとに心身の障害に応じた指導上の留意事項を示すこととする。

イ．養護・訓練のねらいについては、小学部の養護・訓練の目標に準じたものとし、内容等については、小学部の養護・訓練の内容等との関連を考慮するとともに、幼児の心身の障害の状態や発達段階に応じた適切な指導が行われるようにする。

〔小学部、中学部及び高等部〕

(1) 各教科

ア．盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校

盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部、中学部及び高等部の

各教科・科目の目標及び内容については、高等部の職業に関する各教科・科目を除き、それぞれ小学校、中学校又は高等学校に準ずることとするが、児童生徒の心身の障害の種類と程度に応じた教育の一層の充実を図るため、学校の種別ごとに次のような観点から指導上の配慮事項を示すこととする。

(ア) 盲学校

点字又は普通の文字の読み書きに関する指導、視覚障害の状態等によって困難を伴う内容の取扱い、保有する感覚の活用などに関すること。

(イ) 聾学校

思考力の育成、読書習慣の育成、言語の指導方法の工夫、聴覚の活用などに関すること。

(ウ) 肢体不自由者を教育する養護学校

指導内容の精選、授業形態の工夫、補助用具や補助手段の活用などに関すること。

(エ) 病弱者を教育する養護学校

指導内容の精選、健康状態の回復及び改善等に関する事項の取扱い、授業形態の工夫、実技や実習等の指導に当たっての保健管理などに関すること。

イ. 精神薄弱者を教育する養護学校

精神薄弱者を教育する養護学校の小学部、中学部及び高等部の各教科の目標及び内容については、児童生徒の多様な心身の障害に応じた教育の一層の充実を図る観点から改善を図ることとし、特に小学部については、生活科の目標及び内容を小学校の低学年に新設される生活科の目標及び内容との関連に留意して見直すとともに、各教科の内容を発達段階に応じて3段階に分けて示すこととする。

ウ. 高等部における職業に関する各教科・科目等高等部における職業に関する各教科・科目等については、次に示すほか、高等学校における各教科・科目と同様の改善を行う。

(ア) 盲学校の高等部における職業に関する各教科

・科目については、本科のほかに保健医療に関する学科を専攻科にも置くことができるようにするとともに、保健医療、理療及び理学療法に関する科目については、医学の進歩や国民の東洋医学に対する関心の高まり等に対応する観点から、専門性を高めるための内容の充実を図

る。

(イ) 聾学校の高等部における職業に関する各教科・科目については、産業界の進展に対応して専門性を高めるための内容の充実を図る。特に、印刷機器及び印刷技術の革新に対応するため、印刷に関する科目の見直しを行うこととする。

(ウ) 精神薄弱者を教育する養護学校における職業に関する各教科の目標及び内容については、生徒の心身の障害の状態等を考慮しつつ、可能な限り生徒の社会参加・自立を促進するという観点に基づいて構成することとする。

職業に関する各教科及びその内容は、次のようなものとする。

家庭 被服、調理、手芸、家庭経営・住居、食品、クリーニング等、家庭に関する基礎及び実習

農業 作物、野菜、草花、果樹、養鶏等、農業に関する基礎及び実習

工業 窯業、木材工芸、金属加工、印刷等、工業に関する基礎及び実習

その他特に必要な教科 学校の設置者の定める商業、水産等に関するもの

(2) 道徳

道徳の目標及び内容については、小学校又は中学校と同様とするが、特に、豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を目指す観点から、児童生徒が心身の障害に基づく種々の困難を克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度が養われるように配慮する。

(3) 特別活動

特別活動の目標及び内容については、小学校、中学校又は高等学校と同様とするが、学校や地域の実態に応じて、道徳的実践の指導、健康や安全にかかわる指導、進路相談などが充実するようにする観点から、特に、児童生徒の心身の障害の状態及び能力・適性等に応じた指導が一層行われるよう、内容の取扱いに当たっては十分配慮する。

(4) 養護・訓練

養護・訓練の目標は現行どおりとし、内容については、これまでの実施の経験を踏まえ、個々の児童

生徒の心身の障害の状態、発達段階及び経験の程度等に応じて一層充実した指導ができるようにするため、現行の「心身の適応」、「感覚機能の向上」、「運動機能の向上」、「意思の伝達」を、「身体の健康」、「心理的適応」、「環境の認知」、「運動・動作」、「意思の伝達」に改めるとともに、次のような項目を中心として再構成する。また、指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、個々の児童生徒の心身の障害の状態や発達段階に応じて必要とされる具体的な指導事項を選定する際の観点を示すこととする。

ア．身体の健康

健康な生活習慣の形成、疾病や損傷の状態の理解と生活管理、損傷部位の養護など健康の維持及び改善に関すること。

イ．心理的適応

対人関係の改善、心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善、障害を克服する意欲の向上など心

理的適応力の改善に関すること。

ウ．環境の認知

保有する感覚の活用、感覚の補助及び代行手技の活用、認知の枠組となる概念の形成など環境の認知能力の向上に関すること。

エ．運動・動作

姿勢と運動・動作の基本の習得及び改善、身体運動の補助的手投の活用、日常生活の基本動作の習得及び改善、移動能力の向上、作業の巧緻性及び遂行能力の向上など運動・動作の習得及び改善に関すること。

オ．意思の伝達

意思の相互伝達の基礎的能力の習得、言語の受容・表出能力の向上、言語の形成能力の向上、意思の相互伝達の補助的手投の活用など意思の伝達能力の向上に関すること。

．教育課程の基準の改善の関連事項

教育課程の基準の改善のねらいの達成は、これに関連する教育条件の改善や幼児児童生徒を取り巻く環境の整備に負うところが大きい。これらの関連事項について、教育課程の基準の改善のねらいが達成できるようにするため、特に改善を要するところを述べると次のとおりである。

1．特殊学級

特殊学級については、教育課程について特例が設けられているが、児童生徒の心身の障害の多様化や、通級等の実態を踏まえ、心身の障害の実態に即したきめ細かい教育課程が実施されるよう教育内容及び指導方法の改善・充実を図るとともに、いわゆる通級学級の教育条件の改善を含め、その整備に努める必要がある。

2．教科書、指導書等

文部省著作教科書については、教科書が主たる教材として各教科の具体的な指導や児童生徒の学習に直接かかわりをもつものであることから、現行の編

集システムのもとに、教育課程の基準の改善の趣旨が十分生かされた教科書が作成されることが大切である。また、指導書等については、幼児児童生徒の心身の障害の状態の多様化に即した指導の一層の充実が図られるよう指導書、手引書、事例集などの充実にも努める必要がある。

3．教員の養成と現職研修

心身に障害のある幼児児童生徒に対する教育の成果は、それを実際に指導する教員の資質能力に負うところが大きい。このため、教員養成大学における盲学校、聾学校及び養護学校教員養成課程等特殊教育関係教員の養成課程の充実を図るとともに、適切な人材が得られるよう教員構成や人事異動の在り方についても改善が望まれる。また、盲学校、聾学校及び養護学校における教員の免許状の取得の実態にかんがみ、特殊学級担当教員も含め、新任者を始めとする現職研修の充実にも努める必要がある。

4. 交流教育及び障害者理解の教育

心身に障害のある幼児児童生徒の社会性を養い、好ましい人間関係を育てるとともに、障害者に対する社会の正しい理解と認識を深めることは、障害者の社会参加・自立を促進する上で、大きな意義がある。このため、盲学校、聾学校及び養護学校の幼児児童生徒と幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の幼児児童生徒や地域社会の人々との交流の機会を積極的に設けるとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における障害者理解の教育の推進、充実に努める必要がある。

5. 医療、福祉等の関係機関等との連携

盲学校、聾学校及び養護学校においては、教育課程の実施の効果を高めるため、医療機関、福祉施

設、職業訓練施設、専業主団体等の関係機関・団体との連携を一層密接にする必要がある。また、幼児児童生徒の保健及び安全を確保するため、特殊教育に対する深い理解が得られるよう学校医、学校歯科医、学校薬剤師や関係する専門分野の医師及びその他の専門家に積極的な働きかけをするなどこれらの者との連携を一層直接にする必要がある。

6. 家庭教育及び社会教育との連携

盲学校、聾学校及び養護学校における教育課程の実施の効果を高めるため、家庭教育及び社会教育との連携を一層深めることが重要である。そのため、学校や教育委員会が家庭や地域に積極的に働きかけてその理解と協力を求めるとともに、社会教育施設や社会教育関係団体との連携を密接にする必要がある。